

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

2025年11月21日現在

原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を措置した55の国・地域のうち、50の国・地域で輸入規制を撤廃、5の国・地域で輸入規制を継続）。

規制措置の内容／国・地域数 ^{※1}		国・地域名
事故後輸入 規制を措置 55	規制措置を撤廃した国・地域 49	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、暹羅、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシヤス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア、台湾
	輸入規制を 継続して措置 5	ロシア
	一部又は全ての都道府県を 対象に検査証明書等を要求 1 一部の都県等を対象に輸入停止 4	中国 ^{※2} 、香港、マカオ、韓国

※1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
※2 37道府県の水産物の中国向け輸出については、輸出関連施設の登録手続き等が完了され次第、実施可能。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置されている。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後 輸入停止を 措置 3	全都道府県の水産物を輸入停止	ロシア
	10都県の水産物等を輸入停止	香港
	10都県の生鮮食品等を輸入停止	マカオ

農林水産省

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制に対しては、会談や国際会議等様々な外交機会を活用した総理・大臣からの働きかけや農林水産省、外務省、環境省等関係省庁による多言語の積極的な情報発信等政府一体となった働きかけが行われてきています。具体的には、栽培・飼養管理された農畜産物等日本で流通する主要産品は基準値を下回っていること（下巻P75「米（全袋検査を含む）の検査結果の推移」、下巻P78「野菜類・果実類・豆類の検査結果の推移」、下巻P83「畜産物の検査結果の推移」、下巻P88「水産物の検査結果の推移」、さらに野生キノコなどで基準値を超えるものは回収され市場に流通しないこと（下巻P86「きのこ類、山菜、野生鳥獣肉の検査結果の推移」）など、日本産食品の安全性は確保されていることを説明しています。それらの結果、多くの国・地域で輸入規制が緩和・撤廃されてきており、2025年11月には台湾が規制撤廃を発表し、規制を設けている国・地域の数は事故後の55から5まで減少しました。

ALPS処理水の海洋放出に伴い、2023年8月から、中国は日本産水産物の全面的な一時輸入停止措置を取っていましたが、2025年6月に10都県を除く日本の水産物の輸入について条件付きでの再開を発表しました。その後、2025年11月に第一便が発送されたことを受け、日本政府は中国側と技術的なやり取りを継続しています。一方、香港及びマカオが10都県の水産物等の輸入を停止しているほか、ロシアは全都道府県の水産物の輸入を停止しています。

本資料への収録日：2018年2月28日

改訂日：2026年3月31日